



# 4月1日から放置自転車などを撤去します

## 笠縫駅周辺に放置自転車禁止区域を指定します

放置禁止区域内の自転車などは即日撤去します

笠縫駅前東側自転車駐車場の新設に伴い「田原本町自転車等の放置防

止に関する条例」の規定により、4月1日から同駅周辺に放置自転車禁止区域を左記図のとおり指定します。これによって、放置禁止区域内の放置自転車・原動機付自転車を警告な

しに撤去します。また、放置禁止区域外の放置自転車なども、警告後一定の期間を置いて撤去します。フェンスなどにチェーン錠などを固定してある場合は、チェーン錠を

切断して撤去します。チェーン錠などの損害の責任は一切負いませんので、ご了承ください。

### 自転車などの引取方法

自転車などを引き取る場合は、次のものを持って土木管理課へお越しください。

- 1 自転車などの鍵
- 2 利用者などであることを確認できる書類（運転免許証など）
- 3 印鑑
- 4 撤去費用、保管費用

● 自転車……………1000円

● 原動機付自転車……………2000円

▼ 保管費用

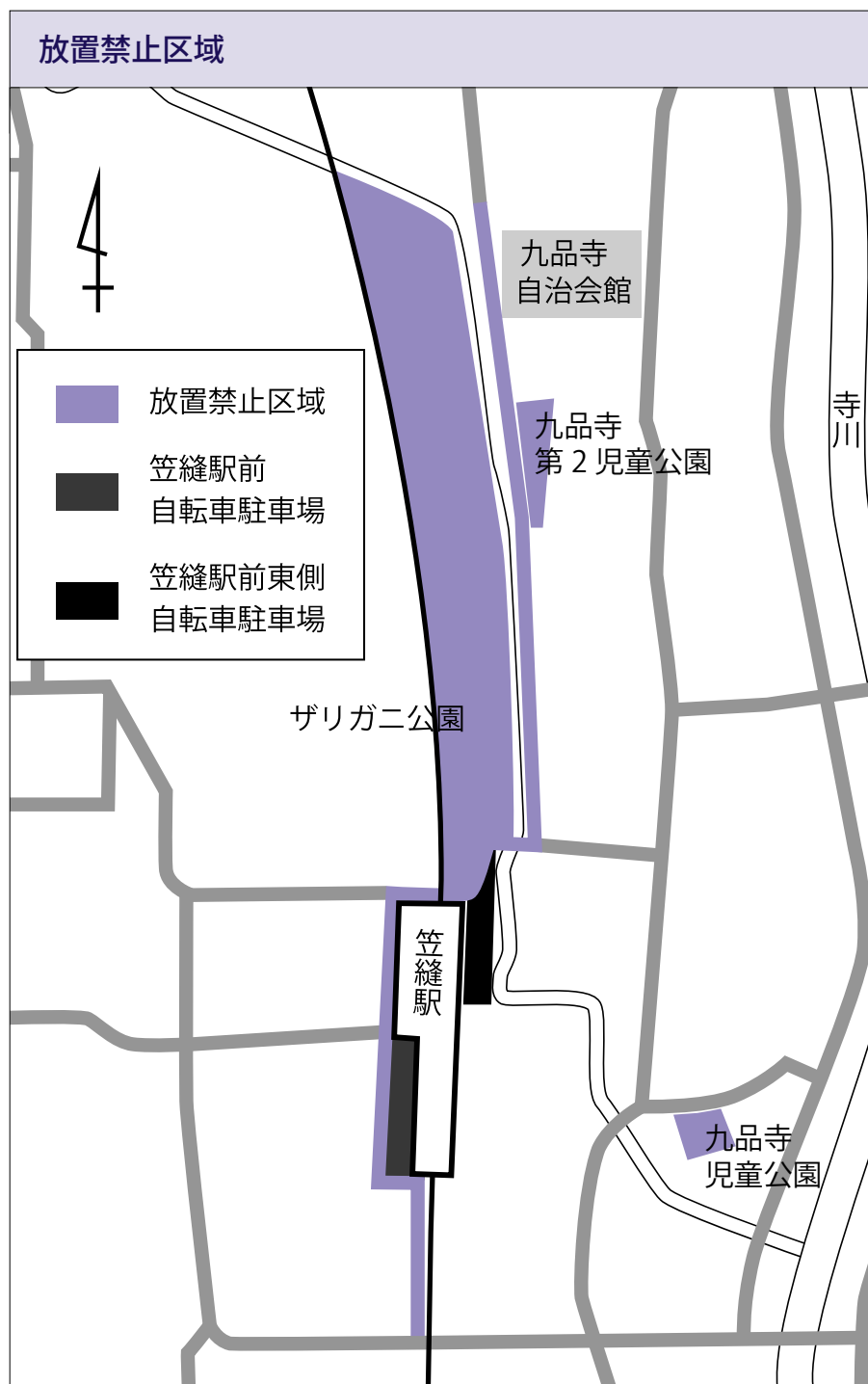
※撤去した旨の告示日から15日以降のみ

● 自転車……………1000円

● 原動機付自転車……………2000円

### 自転車などの保管期間

自転車などは、告示日から3カ月間保管します。その後、公売または廃棄処分となります。



☎ 土木管理課 34・2115

# 消費税の引き上げに伴い 各種料金が変更されます

消費税率と地方消費税率が引き上げられることに伴い、各種料金に変更されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## し尿くみ取り料金



4月1日から、し尿処理手数料が増税分値上がりします。

値上がり後の手数料は、下表によって算出された金額のうち、10円未満の端数を切り捨てた金額となります。

☎ 清掃工場（環境管理課） ☎ 33-5003

## 上下水道料金

料金の種類によって、改正後の税率が加算される時期が異なります。

改正後の税率が加算される時期は次のとおりです。

### 給水申込金

4月1日から

### 水道料金

4月1日より後に開栓し供給する使用料

4月検針分から

4月以前から継続して供給している使用料

5月検針分から

※改正後の税率を反映した、上下水道料金早見表を、広報3月号に折り込みます。

☎ 業務課 ☎ 32-2516

## し尿くみ取りの種別と変更後の手数料など

種別		基本料金など	現手数料 (消費税5%)	新手数料 (消費税8%)	
一般家庭	毎月1回のくみ取りを受ける家庭で、1カ月排出量が1人につき45リットル以下の家庭	基本料金	735円	756円	
		1人につき	241.50円	248.40円	
	毎月2回以上のくみ取りを受ける家庭	基本料金	735円	756円	
		1人につき	241.50円	248.40円	
		2回目以後18リットルにつき	170.10円	174.96円	
	1世帯で2個以上の便槽のくみ取りを受ける家庭	<b>主たる便槽</b>			
		基本料金	735円	756円	
		1人につき	241.50円	248.40円	
		<b>その他の便槽</b>			
	18リットルにつき ※	170.10円	174.96円		
2ヶ月以上の隔月でくみ取りを受ける家庭	18リットルにつき ※	170.10円	174.96円		
上記に掲げる以外のものでくみ取りを受ける家庭	18リットルにつき ※	170.10円	174.96円		
事業所など	学校、アパート、会社、事業所、工場など排出量が不確実なもの	18リットルにつき ※	170.10円	174.96円	
臨時	臨時に収集を受けるもの	基本料金	3,150円	3,240円	
		18リットルにつき ※	170.10円	174.96円	

※ 18リットル未満は18リットルとみなします。

☎ 特殊なくみ取り方法などによるものは、お問い合わせください。